

さいたま市ディスポーザ排水処理システム設置等取扱要領

平成 14 年 4 月 1 日制定

平成 17 年 11 月 1 日改正

平成 27 年 1 月 1 日改正

平成 27 年 4 月 1 日改正

平成 28 年 4 月 1 日改正

平成 31 年 4 月 1 日改正

(目的)

第 1 条 この要領は、公共下水道の機能及び構造を保全するため、ディスポーザ排水処理システム（以下「システム」という。）の適切な設置及び維持管理が行われるよう必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 本要領において使用する用語は、次の当該各号に定めるところによる。

- (1) ディスポーザ 流し等に取り付けられ、動力を用いて生ごみを粉砕する装置
- (2) システム ディスポーザで粉砕した生ごみを含む排水を、排水処理槽（排水処理部）で処理してから下水道に流す機器の総体をいう。生物処理タイプと機械処理タイプの 2 種類がある。
- (3) 生物処理タイプ ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理槽へ移送し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システムをいう。
- (4) 機械処理タイプ ディスポーザからの排水を機械装置（排水処理部）によって固形物と液体に分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、固形物は別途廃棄する方式のディスポーザ排水処理システムをいう。
- (5) 規格適合評価書 公益社団法人日本下水道協会（以下「下水道協会」という。）が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 25 年 3 月）」（以下「性能基準（案）」という。）による規格適合評価を受けたことを示す文書をいう。
- (6) 製品認証書 下水道協会が作成した性能基準（案）による製品認証を受けたことを示す文書をいう。
- (7) 適合評価書 下水道協会が作成した「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成 16 年 3 月）」（以下「旧性能基準（案）」という。）に適合することを示す文書をいう。

(設置)

第 3 条 排水設備として認められるものは、「性能基準（案）」に基づき規格適合評価及び製

品認証を受けたものとする。ただし、機械処理タイプについては、上記のほか、「旧性能基準（案）」に適合したのもも設置できるものとする。

（書類の提出）

第4条 システムの設置を行おうとする者は、事業場及び集合住宅で、総排水量が1日あたり50m³以上の場合は、悪質下水排出施設（埼玉県流域下水道接続等取扱要綱で定められた施設）設置届を、戸建住宅等で総排水量が50m³未満の場合はディスプレイ排水処理システム設置届をさいたま市下水道条例第6条に規定する排水設備等計画確認申請書の提出時に、次条の書類を添付し提出するものとする。

（添付書類）

第5条 排水設備等計画確認申請書に併せ、設置者が提出する書類は、次のものとする。

- (1) 規格適合評価書(写)及び製品認証書(写)
ただし、第3条第1項ただし書によるときは、適合評価書(写)
- (2) 維持管理計画に関する書類
- (3) 維持管理業務委託契約書(写)
- (4) システムに係る資料

（汚泥等の処理）

第6条 システムから発生する汚泥等の処理については、環境局担当課と協議するものとする。

（維持管理）

第7条 システム設置者は、当該システムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存するとともに、必要に応じその資料を提出するものとする。

2 市長がシステムの適切な維持管理を確認するため、調査等の必要が生じる場合、市長の協力要請に応じるものとする。

（承継）

第8条 システム設置者が、建物などを譲渡した場合は、譲渡された者は、市長に承継届を提出するものとする。

（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成17年11月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

(参考)

- 1 第5条中の2号の維持管理計画に関する書類には、設置者とメーカー、維持管理業者との連絡体制及び保守点検内容等を記載すること。

- 2 第5条中の4号のシステムに係る資料は、次のとおりとする。
 - (1) 施設の概要
 - ① システムのフロー
 - ② 設計概要
 - ア 排水処理槽への流入水質
 - イ 処理水の水質基準
 - ウ 各単位装置の概要
 - (2) 排水処理槽容量の算定
 - ① 設計条件
 - ア 処理対象人員の算定
 - イ 計画流入水量（日平均の汚水量）の算定
 - ② 容量計算結果表（各槽ごとの必要容量と設計容量との対比）
 - (3) 構造図
 - ① 排水系統図（台所排水系統とそれ以外の排水系統が明確なもの）
 - ② 排水処理槽の平面図及び断面図（フロー図にある各槽の名称、及び寸法が記載されているもの）。